

## 只木ゼミ前期第9問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

1. 弁護レジュメ1頁33行目において「故意のある道具の意思は当然自由だと考えられる」とあるが、少なくとも道具である以上、故意があるからといって被利用者の意思が「当然」に自由とはいえないのではないか。本問の事例のように、被利用者たる丙が利用者たる甲には断れない状況下にある場合には「当然自由」とはいえないのではないか。